

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

株式会社アイテス

従業員が男女ともにキャリアを形成し活躍するとともに、仕事と家庭を両立し、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5（2023）年1月1日～令和7（2025）年12月31日までの3年間

2. 次世代育成支援対策法に基づく目標

（1）計画期間内の育児休業等の取得率の合計を次の水準以上にする。

男性従業員・・・取得率を50%以上にする

女性従業員・・・取得率80%以上を維持すること

※育児休業等：育児休業、育児短時間勤務、配偶者の出産休暇

<取組内容・実施時期>

●令和5年1月～ 男性従業員の配偶者の妊娠・出産を把握した場合に制度の説明。

（2）全従業員のワークライフバランスを推進するため年次有給休暇の

計画的付与制度を利用し、平均取得率70%以上とする。

<取組内容・実施時期>

●令和5年1月～ 計画的付与制度を利用し、取得率が低かった従業員の取得率が向上するよう啓蒙。

3. 女性活躍推進法に基づく目標

（1）次世代リーダー育成のため、リーダー育成プログラムまたは交流会への女性従業員の参加2名以上。

<取組内容・実施時期>

●令和5年1月～ 外部の研修・交流会、社内人事研修への参加。

以上